

訪問介護、訪問介護相当サービス、生活支援型訪問サービス
あさぎりホームヘルパーステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人宇治明星園が開設するあさぎりホームヘルパーステーション（以下、事業所という。）が行う指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、指定訪問介護相当サービス及び指定生活支援型訪問サービスの事業（以下、「事業」という。）が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者または事業対象者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めることとする。

- 2 指定訪問介護事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 3 指定介護予防訪問介護事業所（指定訪問介護相当サービス事業所）の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、心身機能の維持若しくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう介護予防訪問介護計画（訪問介護相当サービス個別計画）を作成し、計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 4 指定生活支援型訪問サービス事業所の従業者は、利用者の状態を踏まえながら、日常生活に必要な調理、洗濯、掃除等の家事について、利用者が可能な限りその居宅において生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 5 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。
- 6 事業所は、介護保険法その他法令、「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成24年京都府条例第27号）、「介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成24年京都府条例第28号）、「宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あさぎりホームヘルプステーション
- (2) 所在地 宇治市白川鍋倉山22番地10ケアハウスあさぎり内

(従業者の職種、員数及び職務内容、勤務体制の確保等及び業務継続計画の策定等)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 訪問介護、介護予防訪問介護、訪問介護相当サービス

(1) 管理者 1人(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1人(常勤兼務)

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、指定訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画、介護予防訪問介護計画、訪問介護相当サービス個別計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員 4人(常勤兼務1人、非常勤専従3人)

訪問介護員は、訪問介護、介護予防訪問介護、訪問介護相当サービスの提供に当たる。

2 生活支援型訪問サービス

(1) 管理者 1人(1の管理者が兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 訪問事業責任者 1人(1のサービス提供責任者が兼務)

訪問事業責任者は、事業所に対する指定生活支援型訪問サービスの利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導、訪問介護計画、介護予防訪問介護計画、訪問介護相当サービス個別計画の作成等を行う。

(3) 生活支援型訪問サービス従業者 4人(常勤兼務1人、非常勤専従3人)

生活支援型訪問サービス従業者は、生活支援型訪問サービスの提供に当たる。

3 勤務体制の確保等

(1) 事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、訪問介護員等の勤務の体制を定めておく。

(2) 事業所は、当該事業所の訪問介護員等によってサービスを提供するものとする。

(3) 事業所は訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(4) 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性

的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

4 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な素地を講じなければならない。
- (2) 事業所は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第4条の二

- (1) 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- (2) 事業所は、当該事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- (3) 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (4) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日までとする。
＜サービス提供日＞365日
- (2) 営業時間 8時30分～17時00分までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次に掲げるものとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準若しくは宇治市長が定める額によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者からその1割（一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割若しくは3割）の支払いを受けるものとする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 通常の事業の実施地域を越えてから、片道3キロメートル未満 600円

(2) 通常の事業の実施地域を越えてから、片道3キロメートル以上、1メートル毎に120円加算

3 正当な理由なくサービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。

なお、キャンセル料については、次の額とする。

(1) 提供予定日の前日16時を過ぎた場合、利用料の10%。

(2) 訪問時まで連絡がなかった場合、利用料の30%。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書に署名（記名押印）を受けることとする。

5 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容について記載した領収書を交付することとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、宇治市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従業者は、事業の提供を受けているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時における対応方法)

第9条 事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、市町村、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業所若しくは地域包括支援センター、京都府等に連絡するものとする。

- 2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止)

第9条の二 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- 二 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的開催すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(苦情処理)

第10条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、当該苦情の内容等を記録するものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
- 3 事業所は、提供した事業にかかる利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(個人情報の保護)

第11条 従業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報をを用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(秘密の保持)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(従業者の研修等)

第13条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施し、そのための業務体制を整備する。

(その他)

第14条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は社会福祉法人宇治明星園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。